

第 146 号議案 令和元年度長崎市一般会計補正予算（第 5 号）

目次

ページ

《2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費》

（債務負担行為補正）

三重地区市民センター指定管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

北総合事務所

令和元年 11 月



債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第4表 ページ	事 項		
9	三重地区市民センター指定管理	令和2年度から 令和6年度まで	千円 34,870

1 債務負担行為の目的

三重地区市民センターの管理において、三重地区市民センター運営委員会を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和2年度から令和6年度までの経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 債務負担行為限度額の内訳

(1) 限度額の年度内訳

【単位：千円】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
6,974	6,974	6,974	6,974	6,974	34,870

(2) 限度額の積算内訳（年間運営経費）

【単位：千円】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
支出	人件費	7,509	7,509	7,509	7,509	7,509	37,545
	運営費	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470	7,350
	修繕料	330	330	330	330	330	1,650
	計(A)	9,309	9,309	9,309	9,309	9,309	46,545
収入	利用料金 収入(B)	2,335	2,335	2,335	2,335	2,335	11,675
	市所要額(A-B)	6,974	6,974	6,974	6,974	6,974	34,870

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 34,870	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 34,870